

ふれあい福祉コーナー

財産や権利を守る成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方は、財産管理や日常生活で契約を行うことが難しい場合があります。また、契約内容がよくわからずに悪質商法の被害者となる恐れもあります。判断能力が不十分な方の財産や権利を守り、支援する法的な制度が成年後見制度です。

成年後見制度には大きく分けて、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見制度
本人の判断能力の程度によって、次の3つに区分されます。
補助：判断能力が不十分な場合（重要な財産管理などを一人ですることが不安な人）
保佐：判断能力が著しく不十分な場合（日常の買い物などは一人で行うが、重要な財産管理などはできない人）
後見：判断能力がまったくない場合（日常の買い物なども一人ではできない人）

【手続き】
補助、保佐、後見の開始の手続きを申し立てられる方は、利用者本人、配偶者、4親等内の親族などです。利用者本人の住所地の家庭裁判所に申立書を提出してください。

任意後見制度
本人が十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分な状態となった場合にそなえて、あらかじめ本人が選んだ任意後見人に、依頼したい

民法の二次被害にご注意

「事例1」商品先物取引で多額の損害を被った直後、取引会社が倒産。あきらめていたところ、別の会社から電話があり「海外の銀行にその会社の隠し財産が見つかったので、返金手続きができる。これには成功報酬が必要で、供託金として事前に支払ってほしい」と言われた。また、「隠し財産が尽きたら終わりのなので申し込みは先着順」とも言われた。

「事例2」国内の先物取引で損をしたことがある。「弁護士事務所」と名乗るところから電話が来て「取り戻せる」と言われた。

「過去に被った商品先物取引の損害を取り戻すと勧誘された」といった相談が増えています。先物取引のほかにも、社債や未公開株などで損害を被った消費者を対象に「被害を回復する」と勧誘して手数料などの金銭を支払わせる手段で、「二次被害」のトラブルと考えられます。また、同様な「二次被害」として、最近破たんした安愚楽牧場と契約していた消費者に、被害を回復するとかたて別金融商品の購入などを勧める手口も発生しています。

【消費者へのアドバイス】
①すでに倒産した会社から損金を取り戻せたとする事例はありません。手数料などの名目で金銭を要求され、支払い後に業者と連絡がつかなくなるなど、被害が拡大する可能性があります。「隠し財産が見つかった」などの言葉にだまされないようにしましょう。

②廃業した会社の関係者を名乗り、

その会社と取り引きがあった消費者を対象に勧誘するケースがみられます。過去に被害に遭った人は特に注意が必要です。

③弁護士事務所や調査事務所を名乗ったり、実在しそうな協会や支援団体を紹介して、勧誘する場合もありますので、不用意に紹介された協会や団体に連絡してはいけません。なお、弁護士以外の者が返金請求などに関与することは、弁護士法に違反するおそれがあります。相手の言葉をすぐに信用して、お金を支払わないようにしてください。

商工観光課 ☎336、県消費生活支援センター春日部 ☎048・734・0999



2月 各種無料相談 ☎996-2111

★法律相談の予約方法は、☎電話のみとなります。

法律相談 法律上の諸問題※2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約 日毎週金曜日(祝日を除く)午後1時20分～4時 場市民相談室 定8人(事前予約制) 広聴広報課 ☎373	くらしの相談 日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談 日2月8日(水)午後1時30分～3時30分 場市民相談室 広聴広報課 ☎373	多重債務相談 借金やクレジット問題についての相談(弁護士が相談) 日2月9日(木)・23日(木)午後1時20分～4時20分 場市民相談室 定6人(事前予約制) 商工観光課 ☎336	女性相談 女性が抱えるさまざまな悩み(DV・セクハラ・人間関係など)についての相談(女性相談員が相談) 日毎週水曜日(祝日を除く)午前10時～午後4時 場市役所駅前出張所内相談室 定5人(事前予約制) 人権・男女共同参画課 ☎811
---	---	--	--

行政書士相談 官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談 日2月20日(月)午後1時～4時 場市民相談室 広聴広報課 ☎373	税理士相談 相続税など税金全般についての相談 日2月6日(月)午後1時～4時 場市民相談室 広聴広報課 ☎373	このころの健康相談 不眠・不安などによるこのころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が相談) 日2月6日(月)午後1時～2時30分 場保健センター 定2人(事前予約制) 健康増進課 ☎995-3381～3	内職相談 内職の求人、求職のあつせんについての相談 日毎週火曜日(祝日を除く)午前10時～正午 午後1時～3時30分 場市民相談室 商工観光課 ☎336
消費生活相談 悪質商法などのトラブルや消費生活全般についての相談 日毎週月～金曜日(祝日を除く)午前10時～正午 午後1時～4時 場消費生活相談室 商工観光課 ☎336	人権相談 プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が相談) 日2月9日(木)午後1時～4時 場第3会議室 人権・男女共同参画課 ☎811	若年者就職相談 若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが相談) 日2月5日(日)・19日(日)午前10時～午後4時 場勤労青少年ホームゆまにて 定5人(事前予約制) ゆまにて ☎996-0123	心配ごと相談 日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談 日2月1日(水)・15日(水)午後1時～4時(電話相談可) 場身体障害者福祉センターやすらぎ 社会福祉協議会 ☎998-7616
家庭児童相談 子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談 日毎週月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時 場家庭児童相談室 子育て支援課 ☎472	子育て相談 子育ての不安や悩みごとについての相談(子育てアドバイザーが相談) 日2月23日(木)午前10時～午後1時 場だいばら児童館わんぱる 定6人(事前予約制) わんぱる ☎999-0321	子育て電話相談 子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談(保育士が相談) 日毎週月～金曜日(祝日を除く)午前10時～午後3時 中央保育所 ☎998-7711	休日・夜間納税相談 市税・国民健康保険税の納付についての相談 日2月5日(日)午前9時～午後4時 毎週木曜日(祝日を除く)午後5時15分～7時 場納税課 納税課 ☎330
不動産相談 マンションおよび不動産取引全般についての相談 日2月14日(火)午後1時～4時 場市役所駅前出張所内相談室 広聴広報課 ☎373			

☎1月は、市県民税第4期・国民健康保険税第8期・介護保険料第8期・後期高齢者医療保険第7期の納期です。税金の納付には、安全・確実・便利な口座振替を。